

第1回 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会

会 議 録

平成16年1月23日(金)開催

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会事務局

午後 1時30分 開会

○事務局次長(加藤俊夫) 任意合併協議会を始めさせていただきます。

本日の司会進行をさせていただきます協議会事務局の加藤と申します。よろしくお願いいたします。

さて、皆様既にご承知のとおり、本協議会は白河市・表郷村・大信村3市村の合併に関する諸課題について協議、検討を行う組織として昨年12月24日に設置をさせていただいたものであり、協議会の会長には白河市長、副会長には表郷村長並びに大信村長としたところでございます。

それでは、ただいまから第1回白河市・表郷村・大信村任意合併協議会を開会いたします。

これより、お手元の次第に従いまして、会議を進めさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、本協議会の会長であります白河市長、成井英夫よりごあいさつを申し上げます。

会長(成井英夫委員) 本日、ここに第1回白河市・表郷村・大信村任意合併協議会を開催いたしましたところ、大変すばらしい白一色の世界になりました。白楽天の言葉の中に白皚々(ハクガイガイ)という言葉がございます。それはまさしく今日のような日を言うわけでございますが、その白地の中に新しい街を描くという、まさしく私はこの気持ちを表しているのではないかというふうに思っております。皆様方には大変足元が本当に悪い中、ご出席をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

また、皆様方におかれましては、委員にご就任をいただきますとともに、ご多忙の中にも本当に万障繰り合わせていただきましてご出席を賜ったこと、厚く感謝を申し上げたいと思います。

さらに、本協議会の顧問にご就任をいただきます福島県南地方振興局の村瀬局長様並びに福島県総務部市町村領域広域行政グループの斎須参事様には、大変お忙しい中ご出席をいただき厚く御礼を申し上げます。

さて、近年、社会経済情勢の厳しい状況、そして激しい変動により、市町村を取り巻く状況は大きく様変わりをしているところございまして、特に地方分権の進展をはじめとして、少子高齢化の進行、環境問題や情報化の進展など多様化する広域的な行政課題に的確に対応しながら、国・地方を通ずる厳しい財政状況下において行政サービスの維持・向上を図っていくためには、市町村合併を含めて議論をしていくことが必要となっているところであると考えております。

このような状況の中で、白河市、表郷村、大信村の3市村は、議会や住民の皆様とともに合併の是非を含めて合併問題を検討していく必要があるとの共通認識のもとに、昨年12月24日、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会設置に関する協定調印式をとり行い、3市村の任意合併協議会を設置したところでございます。

本日は、任意合併協議会の第1回目の会議ということで、委員の皆様方に対する委嘱状の交付や規約、予算等の報告、協議会の会議の運営方法等の協議を行う予定となっており、実質的な協議は次回以降の会議においてなされるものと考えております。

今後は、本協議会におきまして、将来の新しいまちづくりのビジョンや財政シミュレーションなど

について逐次検討・協議を行うこととしておりますので、委員の皆様におかれましては、どうか忌憚のないご意見をお出しいただきますとともに、お互いの立場を尊重し合いながら、将来の当地域のあり方について協議が進められますことを心よりお願い申し上げます。

合併特例法の適用期限であります平成17年3月末日まで残すところ1年余となりましたが、非常に厳しい日程の中で、白河市、表郷村、大信村が、それぞれの持つ歴史、文化、伝統などについてより一層共通認識を深めながら、夢のある明日の白河地方の構築に向けて合併協議を実りあるものとするため、皆様の積極的なご支援、ご協力をお願い申し上げます。

終わりに、白河市、表郷村、大信村の希望に満ちた将来と本日ご参会の皆様方のご健勝とご多幸をご祈念を申し上げ、簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。どうかよろしくようお願い申し上げます。

○事務局次長(加藤俊夫) 続きまして、本協議会副会長の表郷村長、滝田国男よりごあいさつを申し上げます。

副会長(滝田国男委員) それでは、ご指名ですので一言ごあいさつさせていただきます。

本日お集まりいただきました協議会委員の皆様には、公私ともに大変お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、村瀬局長様、斎須参事様にも公務多忙の中、ご臨席を賜りまして3市村の将来を定める大切な協議の場がスタートできますことに大変感謝しております。

さて、本協議会の果たす役割につきましては、ただいま成井会長さんの方から申したとおりでございまして、この協議会に対する住民の期待は大なるものと認識しております。今、合併に対する判断材料の明瞭さを求める住民の声が日増しに高まっていると感じています。住民の幸せを追求するために様々な課題を大局的に整理しながらも、将来的にわたって住んでよかった、住み続けたいと思える地域づくりをすることが、この合併問題に対する答えではないかと考えております。

本日、1月23日という日にちは3つの枠組みでスタートしました白河市、表郷村、大信村の3つの数字にとってもふさわしい1、2、3という数字が並びまして、ごろ合わせ的にも大変最良の日に第1回の会合ができましたこと、合併協議会事務局の意気込みの表われと感じています。

アメリカ大統領のリンカーンの言葉に、人民の人民による人民のための政治という言葉がありますが、私は、これを合併に例えますと住民の住民による住民のための合併協議ということに置きかわるのではないかと考えています。これから、合併に関する協議を重ねていただく中で、本来の住民のためになる将来のこの地域のあり方を重ねて協議していただくことをお願い申し上げまして、あいさつに代えさせていただきますと思います。よろしく願いいたします。

○事務局次長(加藤俊夫) 続きまして、同じく本協議会副会長の表郷村長、渡部泰夫よりごあいさつを申し上げます。

○副会長(渡部泰夫委員) 本日は、委員の皆さん方には大変悪路の中、ご苦労様でございます。協

議会の副会長の太田村長の渡部でございます。

ただいま成井会長さんからもお話がございましたが、合併特例法の期限である平成17年3月を考慮した場合、大変短く限られた時間ではありますが、将来にわたってこの地域が発展し、そして住民が安心して暮らせるまちづくりができますよう白河市・表郷村・大信村任意合併協議会において慎重に検討、協議をいただきまして、合併についての方向性を見出してまいりたいと考えておりますので、委員各位の皆様におかれましては大変ご多忙中ではございますが、今後とも特段のご支援、ご協力をお願い申し上げまして、私のあいさつに代えさせていただきます。お世話になります。

○事務局次長(加藤俊夫) 続きまして、お忙しい中、本日ご来賓として福島県県南地方振興局長の村瀬様並びに福島県総務部市町村領域広域行政グループ参事の斎須様にご臨席をいただいておりますので、ご紹介を申し上げます。

お二方を代表いたしまして、村瀬県南地方振興局長様からごあいさつを頂戴いたしたいと存じます。村瀬様、よろしくお願いたします。

○福島県県南地方振興局長(村瀬久子) 県南地方振興局長の村瀬でございます。よろしくお願いたします。

本日お集まりの皆様方には、それぞれのお立場でこの地域の発展のために日々ご尽力をいただいております。心から敬意を表しますとともに、日頃から県政の進展にもご協力をいただいております。この場で深く感謝を申し上げたいと思います。

さて、地方分権が進んでいく中で、市町村におきましては少子高齢社会への対応、あるいは景気雇用対策、資源循環型社会の構築、さらにIT化の進展など対応しなければならない課題が今山積しております。その一方で、回復のきざしはあるものの、依然として低迷する経済情勢を反映いたしまして、国も県も市町村もそれぞれ非常に厳しい財政状況が続いております。

国におきましては、ご承知のように三位一体の改革というようなことで、地方行財政に大きな影響を及ぼす改革というものが進められておりますけれども、県もその動向に大いに注目はしておりますが、今、私ども地方自治に携わっているものとしたしましては、これから自分たちの自治体、あるいは地域が将来どうあるべきなのかということはこの市町村合併も含めまして真剣に住民の皆様方と議論し、検討する、そういう時期に来ているものと考えております。市町村合併につきましては、現在の合併特例法の期限まで1年2カ月という時期に差しかかり、今、全国的にも非常に真剣な議論、論議が高まっております。県内におきましても47の市町村が参加をして、現在、7つの法定協議会、6つの任意協議会が設置をされ、それぞれ真剣にご議論いただいております。

このような中で、今日白河市・表郷村・大信村の皆様方が地域の将来を本気で検討する、そういう場としてこの任意協議会が開催されまして、検討が始まるということはまことに意義深いことであると考えております。県といたしましても、市町村とイコールパートナーと日頃申し上げさせていただいておりますように、できる限りのご支援をさせていただく考えでおります。

合併協議会というのは申し上げるまでもなく合併による新たな市町村づくりにつきまして、その是非も含めて検討する場ではございますが、地方自治の現状を改めてよくご認識いただきまして、将来の方向性を見出す、そのようなことで十分議論をお深めいただければ幸いですと思っております。

本協議会におけます検討が、今後の白河市・表郷村・大信村の将来にとって大いに実りある議論になりますようお祈りをいたしまして、あいさついたします。よろしく願いいたします。

○事務局次長(加藤俊夫) ありがとうございます。

次に、本協議会会長の白河市長成井英夫より、委員の皆様方に対しまして委嘱状の交付をさせていただきます。お名前をお呼びいたしますのでその場でご起立願います。

横井孝夫様。

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会委員に委嘱する。

委嘱期間は平成16年1月23日から任意合併協議会解散の日までとする。

平成16年1月23日。白河市・表郷村・大信村任意合併協議会会長 白河市長 成井英夫。

以下、お名前のみを読み上げ、委嘱内容等は省略させていただきますので、ご了承願います。

飯塚俊二様。鏡敬文様。大高正人様。白井金一様。永山武夫様。三森繁様。穂積千束男様。深谷久雄様。荒井一郎様。池嶋貞様。大越喜平様。柳恵子。佐川京子様。金内貴弘様。和知幸男様。滝田知守様。緑川正年様。深谷美佐子様。鈴木克彦様。添田勝治様。大戸文治様。添田潔恵様。

なお、本日ご欠席されております委員の皆様に対しましては、後ほど事務局より委嘱状の方を交付させていただきたいと思っております。

次に、本協議会の事務局職員の紹介を事務局長の木村より申し上げます。

○事務局長(木村全孝) 協議会の事務局長を仰せつかりました木村と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、事務局職員につきましては、お手元に配付させていただいております名簿により紹介させていただきます。会議資料の3ページをご覧ください。

まず、事務局次長(総括)の加藤俊夫です。

総務班、総務班長の秦啓太です。

同じく主任の遠藤修一です。

次に、計画班、事務局次長兼計画班長の角田一郎です。

同じく主任の鈴木亮です。

同じく主任の森健志です。

次に、調整班、事務局次長兼調整班長の鈴木昌美です。

同じく主任の菊地浩明です。

同じく主任の鈴木正和です。

以上、10名の職員で事務局の運営をしてみりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局次長(加藤俊夫) 続きまして、本協議会の設置に至るまでの経過等につきまして、事務局よりご説明申し上げます。

○事務局長(木村全孝) それでは、会議資料の4ページをご覧くださいと思います。

初めに、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会が設置されるまでの経過について、主な事項をご説明申し上げます。

まず、としまして地方分権への対応を検討するため、平成10年度から2年間にわたり「白河地方広域行政体制研究会」を広域市町村圏構成12市町村で設立をしまして、主として広域連合制度についての調査・研究を行ってまいりました。

としまして、平成12年9月1日、白河市及び西白河郡町村のみで「西白河地方市町村合併研究会」を設立しまして、合併のメリット・デメリット、先進事例等について調査・研究を進めてまいりました。

としまして、白河青年会議所のメンバーを中心に、西白河地方8市町村を対象とした法定合併協議会の設置に関する住民発議運動が展開され、平成14年1月には、8市町村長に対して直接請求が提出されました。この直接請求が各市町村議会に付議された結果は、法定合併協議会設置を可決したのが、白河市、表郷村、大信村の3市村であり、その他5町村が否決をしております。その結果、法定合併協議会の設置実現には至りませんでした。

としまして、平成14年11月、白河市に「合併プロジェクトチーム」が設置されました。

としまして、平成14年12月の西白河地方定例市町村会の席上におきまして、白河市長より西白河地方8市町村による任意の合併協議会設置の提案を行いました。

としまして、平成15年1月、白河市において「白河市民わくわく委員会(合併分野)」が設置されました。

としまして、平成15年7月、大信村において全世帯を対象とする「市町村合併に関する住民意識調査」が行われました。

としまして、平成15年9月、表郷村において「表郷村合併言いたい放題サミット」が設置されました。

としまして、平成15年10月下旬に、白河市長及び助役で西白河郡内各町村を訪問し、「白河市との任意の合併協議会の設置」についての打診を行ってまいりました。

としまして、表郷村及び大信村において、市町村合併は避けては通れない課題として真剣に検討していかなければならないという観点から、合併についてさらなる検討を進めるべきであるとの村長及び議会の判断を得まして、任意協議会の設置の方針が確認されたところでございます。

としまして、平成15年12月24日、白河市において「白河市・表郷村・大信村任意合併協議会設置に関する協定調印式」がとり行われ、協議会事務局が設置されたところでございます。

そして本日、第1回の任意合併協議会の開催を迎えたところであります。

次に、6ページをご覧ください。

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会の位置付けについてありますが、任意合併協議会は一般に法定協議会を設置するに先立っての予備的な協議の場として、事前の調整を行うことを目的として任意に設置されるものでありまして、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会におきましても、法定協議会における正式な協議に先立つ予備的な協議を行う場として各市村と連携をとりながら、おおむね次の7項目に係る業務を行う予定としております。

まず1つ目としまして、新市の将来構想の策定、2つ目としまして財政シミュレーション、3つ目としまして1及び2の内容をまとめました概要版の作成、住民への配布、4つ目としまして事務事業の一元化、5つ目としまして住民意識調査、6つ目としまして住民説明会、7つ目としまして法定協議会の移行についての検討などについてご協議をいただきたいと考えております。

次に、7ページをご覧ください。

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会組織構成であります。今後、協議を進めていく上での体制を図式化したものでございます。右から分科会、専門部会、幹事会、任意合併協議会、そして事務局となっております。それぞれの主な役割としましては、分科会では現況調査票の作成、また調整原案の作成などを行います。専門部会では分科会から上がってきました現況調査票の取りまとめ、調整原案の取りまとめなどを行います。次に、幹事会では専門部会から上がってきました内容について調整を行うものでございます。協議会会議の議案調整、協議会運営の総合調整などがございます。

任意合併協議会設置までの経過等の説明につきましては以上でございます。

○事務局次長(加藤俊夫) それでは、これより議事に入りますが、議長につきましては、後ほど報告第2号においてご説明申し上げますが、協議会規約第7条第3項の規定により、会長が議長となることになっておりますので、議事の進行につきましては、会長であります白河市長にお願いいたします。

では、会長、よろしくお願いいたします。

○議長(成井英夫委員) 暫時、議長を務めさせていただきます。皆様方のご協力をよろしくお願いいたしますを申し上げます。

まず、議事に入る前に、本日の会議についてでございますが、本日の会議は公開とすること、傍聴については写真・撮影・録音等について議長として許可することの2点についてお諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長(成井英夫委員) ご異議ないようですので、本日の協議会は公開会議とすることといたします。

次に、協議会規約第7条第2項による会議成立要件について事務局から報告をいたさせます。

事務局。

○事務局次長(加藤俊夫) ご報告申し上げます。

協議会委員30名のうち、本日の出席者は26名であります。協議会規約第7条第2項に定める委員の半数以上の出席の要件を満たしており、会議は成立することとなりますので、ご報告申し上げます。

○議長(成井英夫委員) ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、報告の事項であります。報告第1号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会設置に関する協定書についてから、報告第4号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会監事及び顧問の選任については、関連がありますので一括報告とすることよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長(成井英夫委員) ご異議ないようですので、報告第1号から、報告第4号までを一括して事務局から説明をお願いいたします。

事務局。

○事務局長(木村全孝) それでは、報告第1号から第4号までを一括してご説明申し上げます。資料の8ページをご覧ください。

報告第1号であります。これにつきましては、先ほど任意協議会設置までの経過等の中で申し上げたところでございますが、去る平成15年12月24日に3市村によります白河市・表郷村・大信村任意合併協議会設置に関する協定調印式が行われました。その内容であります。

なお、締結されました協定書はこの報告第1号のほか第2号の2件であります。

それでは、報告第1号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会設置に関する協定書についてであります。

白河市、表郷村及び大信村(以下「関係市村」という。)は、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会の設置に関して、関係市村の長の協議に基づき、下記のとおり協定するということで、5項目の協定を締結しております。

まず、1としまして協議会の設置。関係市村は、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2としまして、協議会の運営に必要な経費及び負担割合としまして、協議会の運営に必要な経費は、関係市村の負担金、県交付金及びその他の収入をもって充てることとし、関係市村の負担割合については人口割(白河市80%・表郷村12%・大信村8%)とするものとする。

3としまして、協議会における会長及び副会長の選任であります。

(1)としまして、会長には白河市長、成井英夫を選任する。

(2)としまして、副会長には表郷村長、滝田国男及び大信村長、渡部泰夫を選任する。

4としまして、協議会の規約。協議会の規約については、別紙「白河市・表郷村・大信村任意合併協議会規約」のとおりとする。この規約につきましては、報告第2号で説明いたします。

5 としまして、関係市村。関係市村の構成等に変更がある場合には別途協議する。

この協定を証するため、本書 3 通を作成し、記名押印の上各自 1 通を保有する。

平成15年12月24日。白河市代表者、白河市長 成井英夫。表郷村代表者、表郷村長 滝田国男。
大信村代表者、大信村長 渡部泰夫。

報告第 1 号については以上です。

次に、9 ページをご覧ください。

報告第 2 号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会規約についてであります。

第 1 条は設置についてであります。白河市、表郷村及び大信村（以下「関係市村」という。）は、関係市村の合併に関する諸問題について検討及び協議を行うため、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第 2 条は協議会の事務であります。協議会は次に掲げる事務を行う。1 号、関係市村の合併に関する検討及び協議。2 号、関係市村の合併後の新市建設計画案に関する協議。3 号、前 2 号に掲げるもののほか、関係市村の合併に関して必要な事項の協議。

第 3 条、組織。協議会は次に掲げる委員をもって組織する。

1 号委員は、関係市村の長及び助役。

2 号委員は、関係市村の議会の議長及び副議長。

3 号委員は、関係市村の議会が選出した議員各 1 人。

4 号委員は、関係市村の長がそれぞれ定めた住民を代表する者各 5 人。

2 項としまして、委員は非常勤とする。

第 4 条、役員。協議会に次の役員を置く。

1 号、会長 1 人。2 号、副会長 2 人。3 号、監事 3 人としております。

2 項としまして、会長には白河市長を、副会長には表郷村長及び大信村長をもって充てる。

3 項としまして、監事は委員の中から会長が指名する。

第 5 条、役員の職務。会長は協議会を代表し、会務を総理する。

2 項としまして、副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

3 項としまして、監事は会計を監査し、その結果を協議会に報告する。

第 6 条、顧問。協議会に顧問を置くことができる。

2 項としまして、顧問は必要に応じ、第 2 条に規定する協議会の事務について助言することができる。

3 項としまして、顧問は非常勤とする。

第 7 条は、会議であります。協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 項としまして、会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

10ページをご覧ください。

3項としまして、会長は会議の議長となる。

4項としまして、前3項に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

第8条、関係職員等の出席。協議会は必要に応じて関係市村の職員等の出席を求め、説明又は意見の聴取をすることができる。

第9条、事務局。協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2項、協議会の事務局は、白河市に置く。

3項、事務局の事務に従事する職員は、関係市村の長が協議して定めた者をもって充てる。

4項、前3項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。これにつきましては、事務局規程として定めております。

なお、配付資料の1として添付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思ひます。

第10条、幹事会。協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

2項、幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。これにつきましては、幹事会規程として定めております。

なお、配付資料の2として添付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思ひます。

第11条、協議会の経費。協議会の運営に要する経費は、関係市村が協議して別に定める。

第12条、財務。協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。これにつきましては、財務規程として定めております。

なお、配付資料の3として添付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思ひます。

第13条、報償及び費用弁償。協議会の委員は、報償及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

2項、前項に定める報償及び費用弁償の額並びに支給方法は、会長が別に定める。これにつきましては、委員等の報償及び費用弁償に関する規程として定めております。

なお、配付資料の4として添付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思ひます。

第14条、協議会解散の場合の措置。協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

第15条、補則。この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定める。

附則としまして、この規約は平成15年12月24日から施行する。

報告第2号については以上であります。

次に、11ページをご覧ください。

報告第3号 平成15年度白河市・表郷村・大信村任意合併協議会予算についてであります。

1、総括としまして、まず収入についてであります。1款分担金及び負担金につきましては473万1,000円。2款県支出金につきましては800万円。4款諸収入につきましては存目計上の1,000円。収入合計では1,273万2,000円を計上しております。

次に、支出についてあります。1款協議会費としましては1,248万2,000円を計上しております。2款予備費としましては25万円。支出合計では1,273万2,000円を計上しております。

12ページをご覧ください。

総括予算の内訳であります。

まず、収入についてであります。款項目としましては、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目負担金では、本年度予算額で473万1,000円を計上しております。この財源内訳としましては一般財源として473万1,000円であります。節の区分では、1節関係市村負担金で473万1,000円を計上しております。内容としましては、白河市378万5,000円、表郷村56万8,000円、大信村37万8,000円。これらの負担割合につきましては、人口割でそれぞれ白河市80%、表郷村12%、大信村8%となっております。

次に、2款県支出金、1項県補助金、1目県補助金につきましては800万円を計上しております。財源内訳としましては、県支出金で800万円でございます。節の区分では1節県補助金で800万円、これは広域行政体制整備推進事業交付金であります。

次に、4款諸収入、1項1目諸収入につきましては、存目計上で1,000円。財源内訳ではその他で1,000円でございます。節の区分では1節雑入、これは預金利子等でございます。

以上、収入合計では1,273万2,000円を計上しております。

次に、支出についてであります。

1款1項1目協議会費につきましては、1,248万2,000円を計上しております。財源内訳としましては、県支出金で800万円、その他1,000円、一般財源で448万1,000円でございます。節の区分では7節賃金で34万2,000円、これは1月から3月までの臨時職員賃金分でございます。8節報償費は43万2,000円、これは協議会委員報償としまして24人分の3回を見込んでございます。9節旅費では37万円、11節需用費では消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、食糧費合わせまして119万7,000円を計上しております。

なお、印刷製本費の75万6,000円につきましては、今後、合併協議会だよりを3市村の全戸に配布するというための予算でございます。

12節役務費では通信運搬費として18万3,000円。13節委託料としましては、新市将来構想策定業務、財政シミュレーション作成業務、住民アンケート調査業務、事務事業一元化業務、会議録作成業務合わせまして855万8,000円を計上しております。

14節使用料及び賃借料につきましては、会場使用料、事務機使用料合わせまして30万円を計上し

ております。

18節備品購入費につきましては、庁用器具等購入費で110万円を計上しております。

次に、予備費でございます。予備費につきましては、25万円を計上しております。

以上、支出合計では1,273万2,000円を計上しております。

次に13ページをご覧ください。

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会予算執行状況報告についてであります。

なお、これは財務規程附則第4項に基づく報告でございます。

内容につきましては、平成16年1月22日現在の収入済額及び執行済額であります。

まず、収入の部としましては、1款分担金及び負担金、1項1目負担金、1節関係市村負担金としまして、白河市、表郷村、大信村合わせまして473万1,000円の収入となっております。

次に、支出の部としましては、1款1項1目協議会費のうち11節需用費としまして書籍、ゴム印ほか事務用品で23万235円の支出。14節使用料及び賃借料としまして調印式時の会場借り上げ代としまして1万3,650円の支出。18節備品購入費としまして公印、プリンターほかで26万8,569円の支出をしております。合わせまして51万2,454円を支出しております。

報告第3号関連については以上でございます。

次に、14ページをごらん願います。

報告第4号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会監事及び顧問の選任についてであります。

監事につきましては、規約第4条第3項の規定によりまして委員の中から会長が指名することとなっております。

まず、白河市民民わくわく委員会委員（合併分野）の金内貴弘様。表郷村商工会会長の滝田知守様。大信村商工会青年部長の橋本良示様の3名を選任しております。

次に、顧問につきましては、先ほど会長あいさつの中でも紹介がありましたように、福島県県南地方振興局長の村瀬久子様、福島県総務部市町村領域広域行政グループ参事の斎須秀行様にご就任をいただいたところであります。

報告第1号から4号までについては以上であります。

○議長(成井英夫委員) ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がありました報告第1号から第4号までについてご質問、ご意見をお受けいたします。質問等につきましては、挙手の上、第1回目でございますので市町村名及び氏名を述べた上で発言をなされますようお願いを申し上げます。

ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○穂積千束男委員 表郷村の穂積千束男でございます。

報告第3号の12ページ、その中に3の支出、節の区分の13、委託料の中に新市将来構想策定業務、これは430万5,000円ですか、これは既に予算化しておるわけですが、これについてはかなり策定す

るまでにはいろいろと細かい業務、あるいは会議があると思いますが、これはどんな形になった場合に委託して、どんな方に委託されるのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長(成井英夫委員) 事務局長からお願いします。

○事務局長(木村全孝) この新市将来構想策定業務、ただいま3市村におきましてこの将来構想策定の基礎データの収集、分析、実態調査の実施、そういうふうなものを取りまとめてございます。これらを取りまとめしながら民間のコンサルの方に委託をしたいというふうに考えております。後ほどスケジュールのところで述べる予定ではございますが、これらについては1月、2月までにデータを収集して、それに基づいてこの新市将来の構想計画をお願いしたいというふうに考えているものでございます。

○議長(成井英夫委員) ありがとうございます。

穂積委員さん、よろしいでしょうか。

そのほかございませんか。

(「なし」と言う声あり)

○議長(成井英夫委員) ないようでございますので、報告第1号から第4号について報告のとおりご承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長(成井英夫委員) ありがとうございます。

続きまして、協議事項に入らせていただきます。

初めに、協議第1号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会会議運営規程(案)についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局長(木村全孝) それでは、15ページをご覧ください。

協議第1号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会会議運営規程(案)についてであります。

第1条は趣旨についてであります。この規程は、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会規約(以下「規約」という。)第7条第4項の規定に基づきまして、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものであります。

第2条は、基本方針。会議は原則公開とする。ただし、会議を非公開とする場合には、規約第4条に規定する会長(以下「会長」という。)は、規約第3条に規定する委員(以下「委員」とい。)にこれを諮るものとし、出席委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

2項としまして、会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議の推進に努めるものとする。

第3条としまして、会長等の責務。会長は会議の議長となり、副会長と連携しながら迅速かつ効率的に会議を運営することに努めなければならない。

2項、委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

第4条、会議の開閉等。会議の開会及び閉会は議長が宣告する。

2項としまして、委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

第5条、会議の進行。会議の議事は全会一致をもって決することを原則とする。ただし、意見の調整ができず会議の進行に支障が生じた場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって決することができるものとする。

第6条、傍聴。会議は傍聴することができる。

2項としまして、会議の傍聴については議長が別に定める。

第7条、会議録。議長は次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

1号としまして、開催日時及び場所。2号としまして出席委員等の氏名。3号としまして議題及び議事の要旨。4号としましてその他議長が必要と認めた事項。

第8条、会議録等の公開。会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。

16ページをご覧ください。

2項としまして、前項の公開は議長が定める方法により行うものとする。

第9条、規律。何人も会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる行動をしてはならない。

2項としまして、会議場において資料、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

第10条、関係者の出席。議長は必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

第11条、補則。この規定に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は議長が別に定める。

附則としまして、この規程は、平成16年1月23日から施行することとしております。

17ページをご覧ください。

これにつきましては、協議第1号の関連事項であります。

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会会議の傍聴に関する要綱(案)についてであります。

主な内容についてご説明をいたします。

第1、趣旨。この要綱は、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会会議運営規定第6条第2項の規定に基づき、議長が別に定めることとしたもので、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとするものであります。

第2としまして、傍聴人の定義をおおむね20人までと定めておりますが、会場の収容可能人数によっては定員の増減をさせることができるものとしております。

次に、第5としまして、傍聴席に入ることができない者として6項目を定めております。

銃器その他危険なものを持っている者。酒気を帯びていると認められる者。異様な服装をしている

者。張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者。笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者。その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者などは傍聴席に入ることができないとしております。

第6として、傍聴人の守るべき事項として7項目を定めております。

18ページをご覧ください。

第8としまして、傍聴人の退場。傍聴人は会議を公開しない議決があったときは、速やかに退場しなければならないとしております。

第11としまして、その他必要な事項としまして、この要綱に定めるもののほか傍聴の実施に関し必要な事項は議長が別に定めることとしております。

附則としまして、この要綱は平成16年1月23日から施行することとしております。

19ページをご覧ください。

これは会議傍聴の届け出様式及び傍聴証の様式であります。

次に、20ページをご覧ください。

これにつきましては、同じく協議第1号の関連事項として、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会会議録の公開に関する要綱(案)についてであります。

第1の趣旨としまして、この要綱は、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会会議運営規程(以下「会議運営規程」という。)第8条第2項の規定に基づきまして、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会(以下「協議会」という。)の会議の会議録及び会議資料(以下「会議録等」という。)の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2としまして、公開する会議録等につきましては、当該文書の写しとする。

第3としまして、会議録等の非公開。会議運営規定第2条第1項ただし書きの規定により、会議の全部又は一部を公開しないこととした場合における会議録等は、これに係る全部又は一部について公開しないこととしております。

第4としまして、会議録等の公開場所及び時間ではありますが、会議録の公開場所は協議会の構成市村又は事務局の所定の場所とし、その時間は当該市村又は事務局の執務時間内とする。

第5として、委任。この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則としまして、この要綱は、平成16年1月23日から施行することとしております。

協議第1号については以上であります。

○議長(成井英夫委員) ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がありました協議第1号及びそれに関連する要綱2案について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いを申し上げます。

(「なし」と言う声あり)

○議長(成井英夫委員) ご異議がないようでございますので、協議第1号について原案どおり承認

することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長(成井英夫委員) ありがとうございます。

ご異議ないということでございますので、協議第2号に移らせていただきます。

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会日程(案)についてを議題とさせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

○事務局長(木村全孝) それでは、21ページをご覧ください。

協議第2号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会日程(案)についてであります。

協議会は、次の日程により、白河市・表郷村・大信村の3市村の合併に関する協議を行うとしております。

まず、項目そして月別スケジュールとして1月から5月までのスケジュールでございます。

まず、新市の将来構想策定につきましては、1月、2月にかけて基礎データ収集・分析、実態調査の実施、新市将来構想の立案・作成・取りまとめを予定しております。

次に、財政シミュレーションにつきましては、同じく1月、2月にかけて各市村及び新市の財政シミュレーションを予定しております。3月にはこれら将来構想策定と財政シミュレーション合わせまして概要版の作成を予定しております。4月、5月におきましては、それぞれ調整、取りまとめ、財政計画への反映をすることになってございます。

次に、事務事業の一元化でございますが、これにつきましては、今月、事務事業一覧表を作成しまして、2月に事務事業洗い出し、説明会、そして3月、4月、5月にかけて現況調査票の作成、事務事業の洗い出し作業を予定してございます。

次に、住民意識調査でございますが、これにつきましては4月、5月に住民意識調査、集計、分析を予定してございます。

次に、住民説明会、これにつきましては、4月、5月に予定をしてございます。

次に、協議会会議ということで、これにつきましては1月から5月までそれぞれ月1回を予定してございます。

なお、会場につきましては、現在、3市村の持ち回りでやりたいというふうに予定をしております。

広報につきましては、これも協議会が開催されました後、逐次ホームページを開設し、協議会会報、これを毎月1回出したいというふうに考えてございます。

22ページをご覧ください。

合併協議スケジュール案についてでございます。これにつきましては、今通常国会に提案が予定されております合併特例法の改正を念頭に置いたスケジュールとなっておりますので、ご理解願いたいと思います。今後、法定協議会の設立、平成17年3月までの合併協定書の調印、そして新市誕生ま

でのスケジュールということで、これはあくまでも参考としてのスケジュールとして出したものでございます。

協議第2号については以上でございます。

○議長(成井英夫委員) ありがとうございます。

ただいまご提案をさせていただいた協議会の日程(案)でございます。皆様からご意見、ご質問をお願い申し上げたいと思います。

どうぞ、鈴木委員さん。

○鈴木克彦委員 表郷村の鈴木克彦です。よろしくお願いします。

スケジュールの中の新市の将来構想策定の部分で、この構想というのはあくまでもたたき台ということなんでしょうか。

それと、もう少し具体的にどのような策定をするのかということをもう少し詳しくお聞かせ願えればと思います。

よろしくお願いします。

○議長(成井英夫委員) 事務局長お願いします。

○事務局長(木村全孝) これは、今は任意合併協議会と任意の形で立ち上げております。これは法定になっても同じなんです、同じような形で構想は立てなければなりません。ただ、どの程度できるのかというのは基礎データを今収集してまして、これを例えば5年先、10年先、20年先、相当長期にわたる計画スケジュールも立てなければならないということでございます。できるだけ正確に、また、3市村の意見等も聞きながら取り込んでいきたいというふうには考えております。

○議長(成井英夫委員) 深谷委員さん、どうぞ。

○深谷美佐子委員 表郷村の深谷です。

勤めている関係上、この協議会の開催日を毎月第何週ぐらいかという大まかなところがわからないと、私自身1カ月前ぐらいまでの予定がある程度入っており、予定を組むことができませんので、大まかな日程だけでも教えていただければと思います。

○議長(成井英夫委員) 事務局長、お願いします。

○事務局長(木村全孝) 私どももそれは非常に気にしているところでございまして、本来であれば、皆様に開催する前に事前に資料を配付しまして開催に臨んでいただきたいというのが本音でございます。時期的には今のところ立てられない状況でございますので、現時点においては、月末ぐらいに開催を予定しているものでございますので、ご了承願いたいと思います。

○議長(成井英夫委員) 深谷委員さん、よろしいですか。

○深谷美佐子委員 はい。

○議長(成井英夫委員) 添田委員さん、お願いします。

○添田勝治委員 大信村の添田です。

今、表郷の深谷委員さんからのご要望がありましたけれども、協議会の開催会場なんですけれども、これについては、表郷村、大信村とかとなった場合に距離的に大分不可能ではないかと。やはりこれは中間の白河市で開催したらいいのではないかと。これを皆さんにお諮り願いたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長(成井英夫委員) 今、添田委員さんから会場について、恐らく大信村さんでやるときには表郷村の委員さんがちょっと遠くなるのではないかと、また表郷村さんでやるときには大信村の委員さんがちょっと遠くなるので、ちょうど中間がいいのではないかとというような趣旨だったと思います。委員の皆様の方からご意見をお願いを申し上げたいと思います。

荒井さん、どうぞ。

○荒井一郎委員 ただいまの大信村の添田委員さんの意見ですけれども、私は持ち回りでやるということは、地域の皆様に傍聴していただく関係上、大変よろしいと思います。私はこの案に賛成します。

○議長(成井英夫委員) 今、荒井委員さんからは持ち回りの方がいいのではないかと、添田委員さんの場合は中間の白河市でやったらいいのではないかと、そういうふうなそれぞれの意見に分かれました。両方それぞれ大切なことが含まれていると思います。これは決をとることで余り意味がないこととございますので、ある程度は尊重していく必要があるんじゃないかと思っておりますので、添田委員さん、どうですか、とりあえず第2回目は表郷村において開催するという案が出ているわけですが、そういうところでまず1回やってということによろしいでしょうか。

○添田勝治委員 了解です。

○議長(成井英夫委員) それでは、第2回協議会につきましては、表郷村で開催させていただきまして、その上でまた場所等についてご意見等がありましたら、その時にお伺いするというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長(成井英夫委員) それでは、異議なしということでございますので、日程につきましては、今、お話しさせていただいたように進めさせていただきます。

次回の協議会につきましては、2月下旬に表郷村において開催ということでお願いをいたします。協議第3号に入らせていただきます。

第2回の協議会の開催日程についてを議題とさせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

○事務局(木村全孝) それでは、23ページをご覧ください。

協議第3号 第2回協議会開催日程についてであります。

ただいまいろいろお話がありましたが、予定どおりということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。開催時期につきましては、平成16年2月下旬を予定しております。開催場所につきましては、表郷村役場ということをご予定しておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

協議第3号については以上であります。

○議長(成井英夫委員) ただいま協議第3号について提案がございました。

先ほどもお話しさせていただきましたようにこの日程、場所でのよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(成井英夫委員) 異議なしということでございますので、第2回協議会につきましては、2月下旬に表郷村において開催させていただきます。

続きまして、その他について皆様からご意見、ご要望がございましたらお願いを申し上げたいと思います。

(「なし」という声あり)

○議長(成井英夫委員) 特にないようでございますので、本日予定された議事につきましては、すべて承認をいただきました。

皆様方には大変円滑な議事の進行にご協力をいただきましてありがとうございました。

以上をもって議長の任を解かせていただきます。

事務局の方にお任せいたします。お願いします。

○事務局次長(加藤俊夫) ありがとうございます。

皆様方には、本日の議事のすべてにつきましてご承認をいただきまして、事務局からも一言御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

次回、第2回目の協議会につきましては、協議第3号の中でもご説明をさせていただきましたように、2月下旬を予定しておりますが、日程が決まり次第、ご通知差し上げたいと存じておりますので、委員の皆様には、ご出席について特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

これをもちまして、第1回白河市・表郷村・大信村任意合併協議会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

お気をつけてお帰りください。

午後 2時41分 閉会